定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十九日

山口県岩国市立石町二丁目三番六号

株式会社大島組

代表取締役　足谷　浩司

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年三月二十日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月十九日

群馬県伊勢崎市戸谷塚町四九番地一

株式会社丸善開発

代表取締役　丸橋　嘉一

株式売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主であるＪＲ西日本不動産開発株式会社より株式売渡請求があり、当社はそれを承認いたしましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年三月二十三日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月十九日

大阪府大阪市北区芝田二丁目二番一三号

株式会社共潤舎

代表取締役　吉田　隆

任意清算公告

当社は、令和七年十一月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十九日

栃木県宇都宮市江野町七番三号

合資会社花久商店

代表社員　金子　昌郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0024/index.html

令和八年二月十九日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

特定目的会社Ｓｕｎ

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を、二億七千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/ir/s06417-4jit9/

令和八年二月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

モントリオール特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億六千万円減少し金七千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/ir/s06181-cwgv7/

令和八年二月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ＨＦ７松山花園町特定目的会社

取締役　髙山　知也

訂正公告

令和八年二月四日掲載の合併公告中、甲の住所中の「一五番地三号」とあるは「一五番三号」、乙の住所中の「小槌」とあるは「小鎚」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月十九日

岩手県盛岡市小杉山一五番三号

（甲）医療法人青樹会

理事長　田中由紀子

岩手県上閉伊郡大槌町小鎚第一四地割字蕨打直八二番一

（乙）医療法人あかね会

理事長　田中由紀子

訂正公告

令和八年一月二十一日（号外第十三号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、⑥の住所「東京都港区虎ノ門一丁目13番３号」とあるは「東京都港区虎ノ門一丁目13番３号虎ノ門東洋井同ビル３Ｆ」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月十九日

東京都港区虎ノ門一丁目一三番三号

株式会社旅行綜研

代表取締役　石井　光彦

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年三月十日（号外第五十号）文部科学省告示第四十一号（特別史跡に地域を追加して指定する件）（原稿誤り）				
一八下	表中関係告示欄中終りから一二～一一		平成五年文部省告示第百五十二号	平成五年文部省告示第百五十一号
平成二十八年三月一日（号外第四十六号）文部科学省告示第三十号（特別史跡に地域を追加して指定する件）（原稿誤り）				
三二上	表中関係告示欄中一九～二二		平成五年文部省告示第百五十一号	平成五年文部省告示第百五十二号
平成二十八年十月三日（号外第二百十八号）文部科学省告示第百四十三号（特別史跡に地域を追加して指定する件）（原稿誤り）				
八八上	表中関係告示欄中一四～一六		平成五年文部省告示第百五十一号	平成五年文部省告示第百五十二号
平成三十年十月十五日（号外第二百二十六号）文部科学省告示第百九十二号（特別史跡に地域を追加して指定する件）（原稿誤り）				
七上	表中関係告示欄中一四～一六		平成五年文部省告示第百五十一号	平成五年文部省告示第百五十二号
令和元年十月十六日（号外第百三十九号）文部科学省告示第八十号（特別史跡に地域を追加して指定する件）（原稿誤り）				
五下	表中関係告示欄中一四～一六		平成五年文部省告示第百五十一号	平成五年文部省告示第百五十二号